

山梨県立市川高等学校運動部に係る活動方針

1 目標

生徒の成長に応じた適切な活動を通して、健全な心身を培い敬愛自尊の精神を育てる。

2 活動日及び活動時間

(1) 活動日

- ①原則として、学期中は週当たり2日以上 of 休養日（平日1日，土日1日）を設ける。ただし，公式戦4週間前または各運動の特性に応じ，原則外の活動を認める場合がある。
- ②長期休業中は，学期中の活動に準ずる。

(2) 活動時間

- ①平日は午後6時30分まで，土・日・休日は午前8時30分から午後4時までの間とする。申請により定められた時間外の活動を特別に認める場合がある。

(3) 定期試験1週間前及び定期試験中の部活動

- ①原則禁止とするが，大会があるなどの理由で活動を認める場合がある。なお，活動が認められた部については，学習会を実施するなど学習時間の確保に努める。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 活動計画・内容

- ①各部顧問は，活動目標を定め，生徒の自主性・主体性の育成に努める。
- ②各部顧問は，適切な休養日や活動内容を精選するなど合理的かつ効率的・効果的な活動を計画する。
- ③各部顧問は，合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するために，年間活動計画を作成し，生徒・保護者に提示する。
- ④各部顧問は，年間活動計画及び月間の実績を管理職に報告する。

(2) 指導体制の構築

- ①顧問の複数配置や外部指導者の活用により，教員のワーク・ライフバランスの実現を図る。
- ②体罰等の根絶を徹底し，技術的な指導とともに人間形成の場としてのバランスの取れた指導が行えるよう指導者の資質向上を図る。
- ③安全や健康面への配慮を徹底する。
 - ・顧問が不在の場合は，事前に安全な練習を計画し，緊急時の対応を確認する。
 - ・定期的に設備・施設を点検する。
 - ・気候の急激な変化等に対し安全に配慮する。
 - ・心肺蘇生法，AED使用の研修を実施する。

4 設置部活動・組織図

